

# 令和6年度 学校いじめ防止基本方針

東久留米市立第十小学校

## ～はじめに～

「いじめは、どの学校でも、どこの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために「第十小学校いじめ防止基本方針」を策定した。以下に本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

- ◎学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくります。
- ◎児童、教職員の人権意識を高めます。
- ◎校内に児童と児童、児童と教員をはじめとする温かな人間関係を築きます。
- ◎軽微ないじめを見逃さず早期に発見し、学校いじめ対策委員会に速やかに報告した上で適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- ◎いじめ問題について、保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

## 1 「いじめ」とは

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍しているなどの一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものである。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

## 2 「いじめの四層（重層）構図」とは～いじめは基本的人権の侵害～

いじめは、いじめを行う子供といじめを受ける子供の対立構造のように見えることがあるが、実際には、これらを取り巻く「観衆」や「傍観者」という立場の子供が存在していることがある。したがって、いじめは、被害者対加害者という単純な対立構造として捉えるのではなく、集団全体、さらに、その背後にある親子関係や地域社会も視野に入れることが重要である。以下の、いじめの構造例を参考にして本校のいじめ対策として、慎重かつ迅速に組織的に対応していく。

仲間はずし、身体への攻撃、嫌がることをする（させる）など、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な影響を受けたことにより精神的な苦痛を感じるものがいじめである。いじめは人間の尊厳を傷付ける重大な人権問題である。

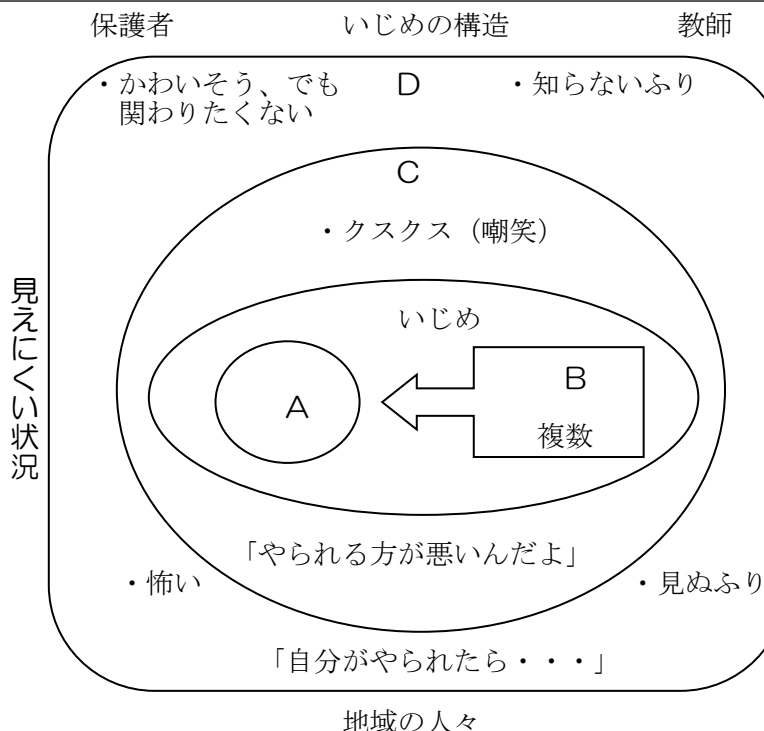
A: いじめられている児童  
(主に一人)

B: いじめている児童  
(複数が多く)

C: 実際には手出しはしないが、見てはやし立てる児童

D: 「関わりたくない」、「仕返しを怖い」等の理由から見て見ぬふりをする児童

CやDの立場の児童がいじめを助長している。この立場の児童もいじめに加担しているという自覚をもたせることが大切である



### 3 いじめを未然に防止するために

#### <児童に対して>

- ・児童一人一人が認められ、互いを大切にし合い、学級の一員として居場所を自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識を醸成しながら児童との信頼関係を築く。
- ・分かる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育てることで、学校生活への生きがいをもたせる。
- ・道徳の時間や学級活動での指導を通して、思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命を大切に作る心を育む。
- ・学校生活のあらゆる場面を通して、「いじめは決して許されないこと」という認識を児童に植え付けていく。
- ・見て見ないふりをするのは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら先生や友達に知らせたり、やめさせたりすることが大変に価値ある行動であることを指導する。
- ・教員自身の人権感覚を磨き、いじめにつながる言動を鋭敏に察知して、小さい芽のうちに断ち切る指導が行えるように努める。
- ・児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもち、いじめの訴えがしやすい関係づくりを日頃から行う。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。
- ・問題を抱え込まないで、いじめ対策委員会への報告や学年や同僚への協力を求める意識をもつ。
- ・スクールカウンセラーによる5年生を対象とした個別面接を1学期中に実施する。

#### <学校全体として>

- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・いじめに関するアンケート調査を学期に1回実施し、その結果と児童の様子の変化などについて教職員全体で共有する。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を年3回以上行い、「いじめ」についての本校教職員の理解と実践力を深める。
- ・校長が、「いじめ」に関する講話を全校集会で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと「いじめ」に気付いた時は、すぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- ・年3回の「ふれあい月間」には、全教員が「いじめ防止」「生命尊重」に関わる授業を行う。
- ・『教職員全員が担任の先生』の方針を事あるごとに教職員、児童、保護者に確認し、いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

#### <保護者・地域に対して>

- ・児童が発する変化のサインに気付いたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・保護する児童がいじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導やその他の必要な指導を行うよう求める。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校日より、授業参観日の特別の教科「道徳」の授業、評議員会等で伝えて、理解と協力を依頼する。

### 4 「いじめ」の早期発見・早期対応について

#### <早期発見に向けて・・・「変化に気付く」>

- ・児童の様子を、担任をはじめ多くの教員で見守り、気付いたことを日常的に共有すると同時に週1回の生活指導夕会で報告する。
- ・様子に変化が感じられる児童には、『教職員全員が担任の先生』の意識で積極的に声掛けを行い、児童に安心感をもたせる。
- ・アンケート調査や二者面談を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩みなどの把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。

#### <相談ができる・・・「誰にでも」>

- ・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ・いじめられている児童や保護者からの訴えは親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- ・いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- ・いじめに関する相談を受けた教員は、直ちに管理職やいじめ対策委員会に報告するとともに、職員夕会等を通して校内で情報を共有するようにする。

### <早期解決のために・・・「すぐに対応・報告・連携すること」>

- ・教員が気付いた、あるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、「いじめの指導状況管理一覧」を活用し事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉える。
- ・事実関係を把握する際には、いじめ対策委員会を中心とした組織的な体制の下に行う。
- ・加害児童に対しては、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした姿勢で臨み、被害児童に対しては、「絶対に守る」という学校の姿勢を示して安心感を与える。その後、いじめることが、どれだけ相手を傷付け、苦しめているかに気付かせるような指導を加害児童や周辺児童に対して継続して行う。
- ・さらに、加害児童にいじめてしまう気持ちを聞き、その児童の課題を明らかにして心の安定を図る指導を行う。
- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、共に連携し合っていくことを伝えていく。

## 5 校内体制について（詳細を6項以降に示す）

- (1) 校務分掌に「いじめ対策委員会」を位置付ける。構成は、校長、副校長、生活指導主任、特別支援・養護教諭、スクールカウンセラーとする。
- (2) 役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、いじめ問題発生時の指導方針決定と解決までの道筋づくり、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関するを行う。
- (3) いじめの相談があった場合には、当該担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、市教委への報告とともに、児童の個人情報の取り扱いに考慮しながら本校の教職員も共有するようにする。
- (4) 学校評価においては、年度ごとの取組において、児童、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。

## 6 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

- (1) いじめの事実を確認した場合の東久留米市教育委員会への報告、重大事態発生時の対応については、法に則して市教育委員会に指導・助言を求め、学校として組織的に動く。
- (2) 地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、PTAや地域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いを進める。

### いじめ重大事態の定義

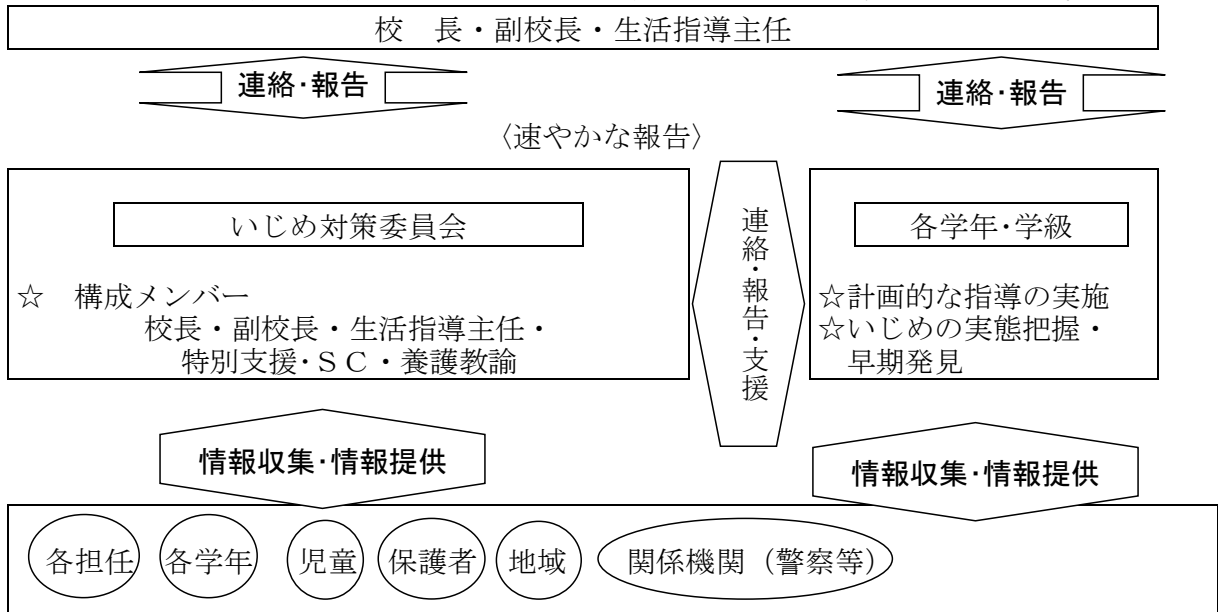
いじめにおける「重大事態」とは、「いじめにより本校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」事態（自殺等重大事態と呼ぶ。）及び「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」事態（不登校重大事態と呼ぶ。）と定義されている。

（いじめ法第28条第1項）

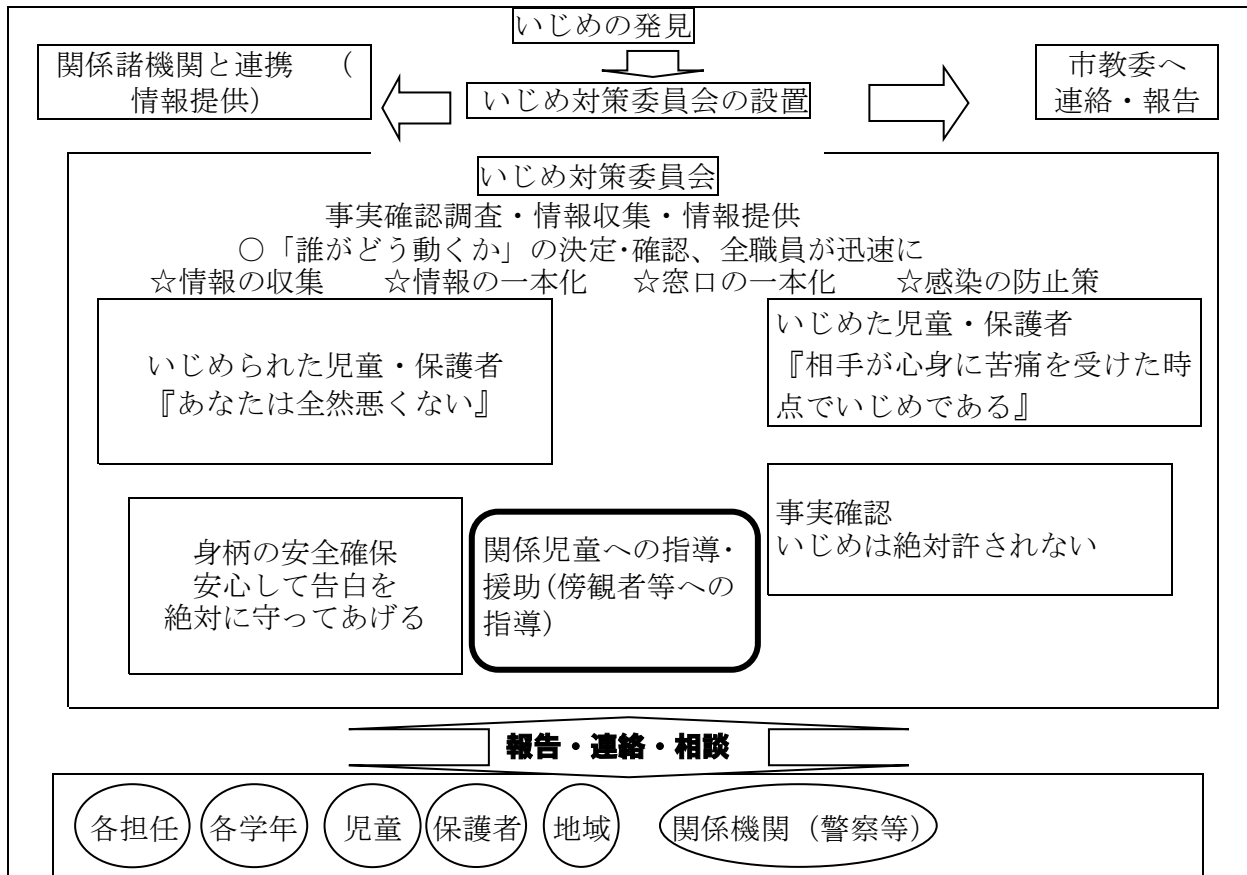
つまり重大事態となる時は、児童生徒が

- 生命、心身又は財産に（対する）重大な被害（いじめ法第28条第1項第1号）
  - 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている状態（同項第2号）
- となっていることをさす。

7 いじめ防止体制（平常時） 週に一度生活指導夕会で取り上げ情報交換を行う。



8 いじめ防止体制（いじめ発生時）

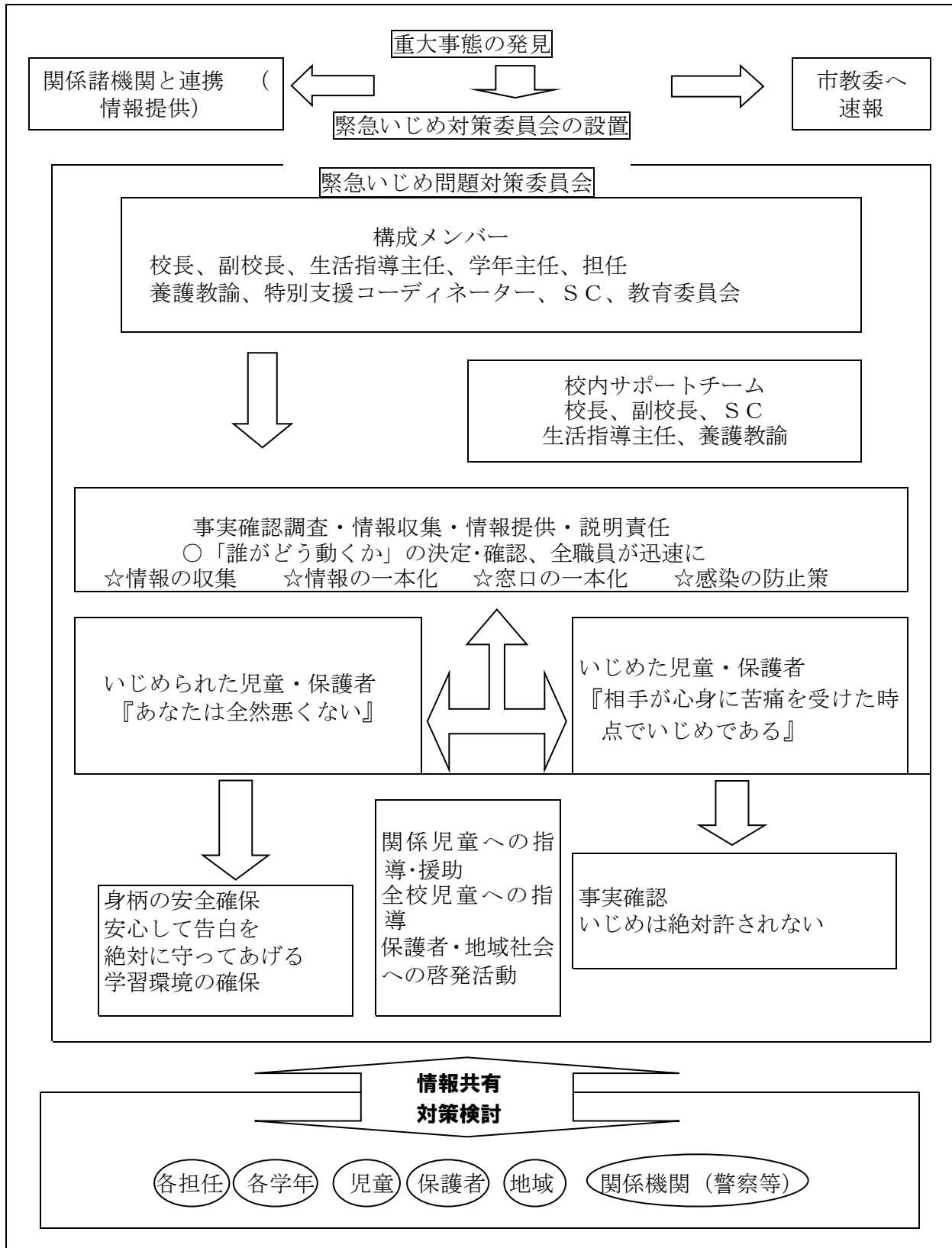


**いじめの解消**  
(継続して情報交換・援助)

**事後観察・支援の継続**  
(日常観察・SC等との連携)

**学校評価**  
取組の分析、改善

9 いじめ防止体制（重大事態発生時）



**報道等への対応**

**事後観察・支援の継続**

**学校評価**

（教育委員会との連携）（ケア等日常観察・関係機関等との連携）（取組の分析、改善）重大事態が発覚した時点で、緊急いじめ対策委員会を立ち上げ、組織的に対応する。

同時に、校内にサポートチームを立ち上げ、一般児童等のメンタルヘルス・ケア等を行い、全校児童の不安を解消させる。